

住宅リフォーム補助金の対象条件

○対象者の条件

対象者	要件	申請時に確認するための書類等
申請者	<p>犬山市内に居住（完了時でも可）</p> <p>夫婦どちらかが40歳以下、または子の夫婦どちらかが40歳以下</p>	<p>住民票</p> <p>戸籍謄本(同居の場合)</p>

※申請日より3ヶ月前までに発行された住民票及び戸籍謄本にて確認します。

子世帯が多子世帯に該当する場合は補助金額を20万円加算します。
詳しくは都市計画課 建築・景観担当までお問い合わせください。

○対象住宅の条件

- ・同居の場合（同一建物の一戸建て住宅、共同住宅や長屋に居住）
- ・同居以外の場合

項目	同居の場合 (補助対象経費の1/5かつ上限 30万円)	同居以外の場合 (補助対象経費1/5上限 10万円)	確認するための書類等	
			申請時	完了時
居住の条件	子世帯が親世帯と 同一建物に3年以上居住	申請者の世帯構成員が3年以上居住		住民票
対象区域(対象住宅の所在地)	市内全域		申請書に地名地番記載	
対象となる住宅	一戸建住宅、併用住宅の住宅部分、共同住宅又は長屋の住戸		建物の所有の分かる書類 (建物登記簿謄本、課税 明細書など)	
住宅の所有	申請者または子(配偶者含む)	申請者(配偶者含む)		

○対象工事等の条件

項目	リフォーム	確認するための書類等	
		申請時	完了時
補助対象経費	リフォーム工事費 ※1（30万円以上）	見積書、図面	契約書、請求書、工事写真
転居	完了時に世帯全員が当該地へ転居 ※2	—	住民票(転居後)
工事施工者	市内業者		契約書
申請の時期	工事契約前		
契約条件	交付決定後に工事契約 ※3		契約書
完了報告	工事完了かつ転居後		
居住実態の確認	補助金交付後、3年を経過した時点で住民票による確認作業を実施		

※1：居住の用に供しない建築物（倉庫など）は除きます。

※2：親世帯または子世帯の転居が伴う場合は、完了報告時に親世帯及び子世帯とも全員が当該地へ「転居」かつ「従前に居住していた住宅の処分」が条件となります。

※3 事前に検討や設計をしても構いません。